

# 三芳町スポーツ協会会則

## 第1章　名称及び事務所

第1条 本会は、三芳町スポーツ協会と称する

第2条 本会の事務所は、三芳町役場庁舎内におく。

## 第2章　目的及び事業

第3条 本会は、体育、スポーツを普及させることによって、町民の体位、体力の向上を図り、もって健康で明るい町の建設に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体育、スポーツの普及及び指導
- (2) 体育、スポーツに関する研究調査
- (3) 各種体育、スポーツ大会、講習会の実施
- (4) 代表選手、役員の派遣及び功労者、優秀選手の表彰
- (5) レクリエーションの振興
- (6) 体育、スポーツ団体との連絡、協調及び助成
- (7) その他目的達成に必要な事業

## 第3章　組　織

第5条 本会は、これに加盟する体育、スポーツ団体並びに目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

## 第4章　役　員

第6条 本会に次の役員を置く。

会　長	1　名	副会長	2　名	理事長	1　名
常任理事	若干名	理　事	若干名	監　事	2　名
会　計	2　名	幹　事	若干名	実行委員	若干名

第7条 本会役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は理事会で選出する。
- (2) 理事は、加盟団体及び専門部より各1名選出する。
- (3) 学識経験者を会長の推薦により、総会の承認を経て理事とすることができる。
- (4) 常任理事は、理事より選出する。
- (5) 理事長は、常任理事より選出する。
- (6) 監事は、理事会で理事以外の者より選出し会長が委嘱する。
- (7) 会計は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (8) 幹事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (9) 実行委員は、各行政区の推薦により会長が委嘱する。

第8条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事長は会長の命をうけ、理事会を掌理する。
- (4) 理事会は、予算、決算、事業計画、その他重要事項を審議、執行する。
- (5) 常任理事会は、本会の運営に関する企画、立案を行う。
- (6) 監事は、会計を監査する。
- (7) 会計は、本会の会計事務にあたる。
- (8) 幹事は、庶務にあたる。
- (9) 実行委員は、体育祭等の事業運営に対し、必要に応じ審議、執行する。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第10条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

第11条 会議は総会、理事会、常任理事会とする。

2 総会は本会の最高議決機関であって、毎年定期に行い、次の事項を審議、決定する。

ただし、会長が必要と認めた場合、臨時にこれを行う。

- (1) 事業報告、決算の承認
- (2) 事業計画、予算承認
- (3) 役員の承認
- (4) 会則の変更、承認
- (5) 事業実施、運営に関する事項
- (6) その他重要事項

3 総会は会長、副会長、理事長、常任理事、理事、会計、幹事、加盟団体及び専門部より各1名で構成する。

4 理事会は会長、副会長、理事長、常任理事、理事、会計、幹事で構成する。

5 常任理事会は会長、副会長、理事長、常任理事、会計、幹事で構成する。

6 会議はすべて会長が招集し、その議長となる。

第12条 総会及び理事会は、2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

2 前項の場合において、あらかじめ委任状をもってその会議に付議される事項について代理人を定めた場合は、出席とみなす。

3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

## 第6章 会 計

第13条 本会の経費は、下記に掲げるもので支弁する。

- (1) 会 費
- (2) 賛 助 会 費
- (3) 補 助 金
- (4) 預 金 利 子
- (5) 寄 付 金
- (6) 繰 入 金
- (7) 諸 収 入

第14条 会費は、加盟団体ごとに年額5千円とする。

2 賛助会費は、法人一口一万円、個人一口三千円とする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 加 盟 団 体

第16条 本会に次の加盟団体を置く。

- (1) 野 球 連 盟
- (2) ソ フ ト テ ニ ス 連 盟
- (3) ス キ 一 連 盟
- (4) 卓 球 連 盟
- (5) 少 年 野 球 連 盟
- (6) ソ フ ト ボ ー ル 連 盟
- (7) 剣 道 連 盟
- (8) テ ニ ス 協 会
- (9) ハ イ キ ン グ ク ラ ブ
- (10) 弓 道 連 盟
- (11) ゴ ル フ 連 盟
- (12) インディアカ連盟
- (13) 少年サッカー連盟
- (14) グラウンドゴルフ連盟
- (15) 柔 道 連 盟
- (16) 老人クラブ連合会体育部
- (17) 4 H ク ラ ブ
- (18) 青少年相談員協議会

第17条 本会はスポーツ・レクリエーションの育成の為、次の専門部を置く。

- (1) バ ド ミ ン ト ン 部
- (2) ス ポ ーツ ウ エ ル ネ ス 吹 矢 部
- (3) 空 手 道 連 盟

第18条 専門部に部長、副部長を置き各々の事業を計画しこれを実施する。

2 部長は部員より選出し、会長が委嘱する。

3 副部長は部長の推薦により会長が委嘱する。

4 副部長は部長を補佐し、部長不在のときはこれに代わる。

#### 附 則

この会則は、昭和35年11月30日より施行する。

昭和45年 5月 2日 一部改正

昭和58年 5月29日 一部改正

昭和62年 6月20日 一部改正

平成 3年 6月29日 一部改正

平成 5年 6月 6日 一部改正

平成 8年 5月19日 一部改正

平成11年 6月 6日 一部改正

平成13年 5月20日 一部改正

平成15年 6月 1日 一部改正

平成17年 6月 5日 一部改正

平成21年 5月31日 一部改正

平成23年 5月21日 一部改正

平成26年 5月18日 一部改正

平成28年 5月15日 一部改正

令和 元年 5月12日 一部改正

令和 5年 5月21日 一部改正

昭和50年 6月28日 一部改正

昭和60年 5月19日 一部改正

平成 2年 5月20日 一部改正

平成 4年 5月31日 一部改正

平成 6年 6月12日 一部改正

平成 9年 6月22日 一部改正

平成12年 6月18日 一部改正

平成14年 6月 2日 一部改正

平成16年 6月 6日 一部改正

平成18年 6月 4日 一部改正

平成22年 5月22日 一部改正

平成24年 5月20日 一部改正

平成27年 5月17日 一部改正

平成30年 5月13日 一部改正

(平成31年4月1日より施行する。)

令和 3年 5月 9日 一部改正